

答 申 第 1 号

平成 2 4 年 5 月 1 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第 1 6 条第 2 項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成 2 3 年 3 月 7 日付け芦教美第 6 3 6 - 1 号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

平成 2 2 年度における芦屋市立美術博物館の指定管理者募集に係る指定管理者
候補に選考された申請者の申請書類一式に関する公開請求についてなされた平成
2 2 年 1 2 月 2 4 日付け公文書部分公開決定処分（芦教美第 5 3 7 号）に対する異
議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成22年12月24日付け芦教美第537号で平成22年度における芦屋市立美術博物館の指定管理者募集に係る指定管理者候補に選考された申請者(A社・B団体共同企業体)の申請書類一式(以下「本件公文書」という。)の公開請求について行った部分公開決定処分は妥当ではなく、印鑑証明書の印影及び生年月日を除く部分、印鑑登録証明書の氏名及び確定申告書の団体名については公開すべきである。

第2 本件の事実経過

本件の事実経過は次のとおりである。

平成22年11月8日 公開請求

平成22年11月22日 公開決定期間延長通知

平成22年12月24日 部分公開決定

平成23年2月3日 異議申立人より異議申立書提出

平成23年3月7日 実施機関より審査会に諮問

平成23年3月30日 実施機関より意見書提出

(実施機関が再検討した結果、市議会に提出した議案審査資料に含まれていた「基本方針」「運営計画」「事業計画」「その他の提案」等を公開とし、これらの文書を意見書に添付して異議申立人に送付)

平成23年5月12日 全面塗りつぶしのページについて、表題のみ追加公開し異議申立人に送付

第3 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- 1 本件処分は、芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。)の解釈適用を誤ったものであり、条例第7条第1号に定められた個人情報を除き、全部公開すべきである。
- 2 本件公文書部分公開決定通知書に記載の「公文書の一部を公開しない理由」の根拠にある条例第7条第2号は、当該公文書が公の施設におけるものであり、すでに、その選考も終わっているものであるから非公開事由に該当しない。
- 3 A社の役員名簿及び履歴書について、代表取締役の住所は登記簿謄本で公開さ

れているにもかかわらず、役員名簿及び履歴書では非公開とされている。また、役員の住所が全て非公開となっているが、指定管理者の応募をする際に当該団体の役員の常勤性がどの程度必要かどうかを確認するために市町村名までは公開していただきたい。

- 4 B団体の役員名簿及び履歴書について、役員の住所が全て非公開となっているが、指定管理者の応募をする際に当該団体の役員の常勤性がどの程度必要かを確認するために市町村名までは公開していただきたい。
- 5 収支決算書について、「経営状態に関する情報に該当する」ため非公開とされているが、経営状態に関する情報である貸借対照表、損益計算書、人件費を除く収支予算書が公開されているにもかかわらず非公開とするのはおかしい。
- 6 収支予算書のうち人件費を非公開とする理由として実施機関は、「法人等の人事に関する情報に該当するため」としているが、人件費は芦屋市立美術博物館を運営していく上で必要となる経費に関する情報の一つであり、人事に関する情報としての側面は小さいと言え、非公開理由としては適当ではない。
- 7 印鑑証明書、確定申告書について、公開された文書ではどの団体に関するものであるのか判別をすることができないため、少なくとも法人名及び代表者名の部分は公開していただきたい。
- 8 確定申告書については数値のみ非公開とするのであれば理解できるが、様式があるにもかかわらず、様式を含め全面を塗りつぶし非公開としたことについては理解できない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書において主張している内容は次のように要約される。

- 1 本件公文書の申請者の提案内容は、本市固有の提案事項だけでなく、他の美術館等の募集においても、汎用性のある内容が多く含まれている。これを公開すればノウハウを蓄積してきた法人の競争力を低下させかねず、申請者に競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断し、非公開とした。
- 2 上記理由により非公開としたが、再検討の結果「市議会に議案審査のため提案内容を配布していること」、「提案内容部分は他の事業者に比べ優位である旨を表現された文書であって、公開により法人の正当な利益を害するおそれは少ない」と判断したため、非公開とした公文書のうち、基本方針、運営計画、事業計画及びその他の提案等については公開とする。

第5 審査会の判断

1 本件申立てについて

本件で争われているのは、本件公文書のうちの以下の公文書 から の一部を非公開とする部分公開決定処分の当否である。

「役員名簿及び履歴書（A社提出分）」（以下「公文書」という。）

「役員名簿及び代表者の履歴書（B団体提出分）」（以下「公文書」という。）

「平成19、20、21年度収支決算書（B団体提出分）」（以下「公文書」という。）

「平成23、24、25年度収支予算書」（以下「公文書」という。）

「印鑑証明書（A社提出分）」（以下「公文書」という。）

「印鑑登録証明書（B団体提出分）」（以下「公文書」という。）

「確定申告書（A社提出分）」（「平成21年4月1日から平成22年3月31日事業年度分の確定申告書」及び「自平成21年4月1日至平成22年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書」）（以下「公文書」という。）

2 対象公文書の非公開情報について

審査会が対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした情報は以下のとおりである。

ア 公文書 についての非公開情報

- ・役員名簿の住所
- ・履歴書の生年月日、年齢、本籍、現住所、電話番号、学歴、A社に関するものを除く職歴、賞罰

イ 公文書 についての非公開情報

- ・役員名簿のうち代表者を除く役職名、氏名、肩書き又は職業
- ・代表者の履歴書の生年月日、年齢、性別、現住所、電話番号、学歴、最終職歴以外の職歴、専門領域、諸活動等

ウ 公文書 についての非公開情報

- ・表題を除くすべての部分

エ 公文書 についての非公開情報

- ・内訳欄、備考欄

オ 公文書 についての非公開情報

- ・用紙の管理番号、会社法人等番号、印影、商号、本店所在地、代表取締役氏名、

生年月日,整理番号

カ 公文書 についての非公開情報

- ・印影,住所,氏名,生年月日,性別

キ 公文書 についての非公開情報

- ・表題を除くすべての部分

なお,公文書 のうち内訳欄の学芸員及び事務職員の金額以外の部分は,実施機関より平成23年3月30日付け芦教美第720号「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例第9条第4項に基づく意見書」に添付し公開されている。また,公文書 のうち税務代理権限証書,平成21年4月1日から平成22年3月31日事業年度分の確定申告書のうち別表,付表の表題は,平成23年5月12日付け芦教生第188号「平成22年11月8日付け公文書公開請求について」により公開されている。

したがって,なお非公開とされているものについて以下において検討する。

3 公文書 の「代表取締役の住所」の条例第7条第1号の該当性について

実施機関は,公文書 に記載された代表取締役の住所を非公開としている。これに対し,異議申立人は,登記簿謄本で公開されているため公開すべきである旨主張しているが,住所は個人情報である上,登記簿謄本に記載されている住所と公文書 に記載されている住所は必ずしも同一であるとは言えず,公開することにより個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる。したがって,条例第7条第1号の個人情報に該当するため,非公開とした決定は妥当である。

4 公文書 の「役員の住所」の条例第7条第1号の該当性について

実施機関は,公文書 に記載された役員の住所を非公開としている。これに対し,異議申立人は,役員の常勤性がどの程度必要か確認するためには市町村名までは公開すべきと主張しているが,条例による公文書公開制度は,請求目的により,公開,非公開の判断が左右されるものではない。役員の住所は条例第7条第1号の個人情報に該当し,かつ,ただし書きの適用を受けないため,実施機関が非公開とした決定は妥当である。

5 公文書 の「代表者の住所」の条例第7条第1号の該当性について

実施機関は,履歴書に記載された代表者の住所を非公開としている。これに対し,異議申立人は,代表者の常勤性がどの程度必要か確認するためには市町村名までは公開すべきと主張しているが,条例による公文書公開制度は,請求目的により,公開,非公開の判断が左右されるものではない。代表者の住所は条例第7条第1号の個人情報に該当し,かつ,ただし書きの適用を受けないため,実施機

関が非公開とした決定は妥当である。

6 公文書 の条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、「経営状態に関する情報に該当する」として表題を除くすべての部分を非公開としている。これに対し、異議申立人は、経営状態に関する情報である貸借対照表、損益計算書、人件費を除く収支予算書が公開されているにもかかわらず非公開とするのはおかしいと主張しているが、公開されている貸借対照表等はA社に関するものであり、これらは公表されているが、非公開とした公文書 はB団体に関するものである。B団体は任意団体であり、その公文書 は経営状態に関する情報であり、公開することにより当該団体の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非公開とした決定は妥当である。

7 公文書 の内訳欄の人件費の条例第7条第1号の該当性について

実施機関は、公文書 の内訳欄の学芸員及び事務員の人件費について、条例第7条第2号の法人情報に該当するとして非公開としている。これに対し、異議申立人は、人件費は芦屋市立美術博物館を運営していく上で必要となる経費に関する情報の一つであり、人事に関する情報としての側面は小さいとして非公開は適当でない旨主張しているが、人件費は、公開されると将来の個人の収入が推測される可能性があり、少なくとも条例第7条第1号の個人情報に該当するため、これを非公開とした決定は妥当である。

8 公文書 の条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、公文書 の用紙の管理番号、会社法人等番号、印影、商号、本店所在地、代表取締役氏名、生年月日、整理番号を条例第7条第2号の法人情報に該当するものとして非公開としているが、会社法人等番号は法務局で閲覧可能であり、用紙の管理番号、整理番号は証明書の発行番号に過ぎず、公開により当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため、これらの情報は条例第7条第2号の法人情報に該当せず、公開すべきである。また、公文書 がA社又はB団体いずれの団体に関するものか判別できるようにするため商号、本店所在地、代表取締役氏名は公開すべきである。

9 公文書 の条例第7条第1号の該当性について

実施機関は、公文書 の印影、住所、氏名、生年月日、性別を代表者の個人情報に該当するものとして非公開としているが、これらの情報は条例第7条第1号の個人情報に該当するため非公開とした決定は妥当である。しかし、公文書 がA社又はB団体のいずれに関するものか判別できるようにするため氏名は公開

すべきである。

10 公文書 の条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、公文書 の表題を除くすべての部分を法人情報に該当するものとして非公開としている。これらの情報は当該法人の経営状態に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号の法人情報に該当し、非公開とした決定は妥当である。しかし、公文書 は指定管理者候補に選考された申請者の申請書類の一環であり、その申請者であるA社が提出したものであることを判別できるようにするため、団体名は公開すべきである。

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 3月 7日	諮問書の受理
平成23年 6月16日	第1回審議
平成23年 7月22日	第2回審議
平成23年 8月11日	異議申立人意見陳述 第3回審議
平成23年12月12日	第4回審議
平成24年 1月16日	第5回審議
平成24年 2月20日	第6回審議
平成24年 4月12日	第7回審議